上記当事者間の平成28年(ワ)第1684号損害賠償請求事件において,当裁判所が令和元年7月18日に言い渡した判決について,明白な誤りがあったので,職権により、次のとおり更正する。

主

- 5 1 主文第2項から第5項までを次のとおり更正する。
 - 「2 被告Cは、原告に対し、14万3000円及びこれに対する平成27年1 0月10日から支払済みまで年5分の割合による金員(ただし、11万円及 びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告 A、同B及び同Dと連帯して)を支払え。
 - 3 被告Dは、原告に対し、14万3000円及びこれに対する平成27年1 0月10日から支払済みまで年5分の割合による金員(ただし、11万円及 びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告 A、同B及び同Cと連帯して)を支払え。
 - 4 原告の被告C,同A,同B及び同Dに対するその余の請求並びに被告市に 対する請求をいずれも棄却する。
 - 5 訴訟費用は、原告の負担とする。

10

15

20

- 6 この判決は、第1項ないし第3項に限り、仮に執行することができる。」
- 2 24頁4行目冒頭から同頁14行目末尾までを次のとおり更正する。

「以上によると、被告A及び同Bに対する請求は、11万円及びこれに対する平成27年10月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金(ただし、11万円及び同月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の限度で被告C及び同Dと連帯して)の連帯支払を請求する限度で理由があり、被告Cに対する請求は、14万3000円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金(ただし、11万円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の限度で被告A、同B及び同Dと連帯して)の支払を請求する限度で理由があり、被告Dに対する請求は、14万3000円

及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金(ただし, 11万円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の限度で被告A, 同B及び同Cと連帯して)の支払を請求する限度で理由があるから認容し,被告C, 同A, 同B及び同Dに対するその余の請求並びに被告市に対する請求は,いずれも理由がないから棄却することとして,主文のとおり判決する。」

令和元年8月1日

京都地方裁判所第1民事部

10	裁判長裁判官	井	上		成
	+1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	-1-12		le:	2/5
	裁判官	加	藤	優	治
15	裁判官	友	延	裕	美